

三豊市立二ノ宮小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

また、「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるもの」であることから、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策を講じる必要がある。

そこで、本校においては、児童をいじめの被害者にも加害者にもさせないよう、以下に定める基本方針に従って、いじめの防止等のための対策を推進する。

いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめとは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。（平成18年度 文部科学省 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

I いじめ防止等のための対策に対する基本的な方向

1 いじめの未然防止

全ての児童が心の通い合う人間関係づくりを構築できる社会性のある大人へと成長するには、関係者が一体となった継続的な取組により、いじめを生まない土壌づくりが必要である。

このため、児童の豊かな情操や道徳心等の醸成に努め、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童が安心して、自己有用感を感じられる仲間づくりに努める。また、児童がいじめを自分たちの問題として考えられるように指導し、傍観者を生まない気運の醸成に努める。さらに、保護者は子どもの教育について第一義的責任を有するものであって、こどもがいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努める。

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあること、いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われる場合もあることを認識する必要がある。

このため、日頃から、学校、家庭、地域社会、関係機関は、相互の信頼関係を構築し、児童が相談しやすいように努める。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するよう努める。

3 いじめの早期対応

いじめを認知した場合には、いじめを受けた児童を守り通すことを前提に、いじめを行った児童には、その行為に対して毅然とした指導等を行う。

このため、学校は教職員全員の共通理解の下、保護者や関係機関の協力を得て、組織的な対応に努める。また、保護者は、学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

4 教職員の資質能力の向上と専門的知識を有する者の活用

いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上に努めるとともに、生徒指導に係る体制等の充実のために、心理や福祉等に関する専門的知識を有する者の活用を努める。

5 家庭や地域社会との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域社会はその連携を図り、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進するなど、より多くの大人が児童の悩みや相談を受けとめることができるように努める。

6 関係機関との連携

いじめの対応において、関係機関と連携するためには、その役割と業務を正しく理解しておく必要がある。また、いじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、日常的に連携を密にしておく。

7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、設置者との連携の下、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うなど、その事態に適切に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に努める。

Ⅱ I いじめ防止等のための対策の内容

1 学校いじめ防止基本方針

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得るもの」であり、いじめ防止等について組織的に取り組むため、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) 児童・保護者、関係機関等への説明

策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへ掲載により、保護者や地域住民が内容を確認できるようにするとともに、入学時や年度の開始時に児童・保護者、関係機関等に説明する。

(3) 学校評価による検証改善

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。その際、保護者、地域住民、関係機関等の意見を聞くなど、具体的ないじめ防止等の対策に係る連携に努める。

2 いじめ防止等の対策のための組織

いじめの未然防止、早期発見、事案への対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組等に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、教育相談担当等の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等によるいじめ防止等の対策のための中核となる組織（いじめ防止委員会）を設置する。

3 いじめの未然防止

(1) 道徳教育及び体験活動

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育や体験活動を推進する。

(2) 児童の主体的な活動

道徳の授業はもとより、学校行事、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が主体的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動を支援し、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるなど、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりに努める。

(3) 保護者との連携

いじめ防止等に関する学校の取組について保護者への啓発に努めるとともに、いじめ防止等に向けて、保護者との連携を図る。

(4) 特に配慮が必要な児童への対応

特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(5) 関係機関や地域社会との連携

関係機関の役割と業務を理解した上で、いじめ防止等に向けて、関係機関や地域社会との連携を図る。

4 いじめの早期発見

- (1) 日常的な観察・情報共有等
全ての教職員が、児童が示す変化を見逃さないように努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換による情報共有に努める。また、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるため、教職員と児童との学校生活についてやりとりする「生活ノート」等を活用し、日々の学校生活や友人関係等の把握に努める。
- (2) アンケートの実施
いじめの実態を把握するため、定期的なアンケート調査を実施する。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、選択式と記述式の特長を生かし道徳の授業はもとより、学校行事、学級活動、児童会活動等の特別活動において、必要に応じて組み合わせ実施する。
- (3) 相談体制に係る情報の周知及び教育相談の実施
児童の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口等の情報を積極的に周知するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や教職員による教育相談を実施する。
- (4) 児童からの相談に対する迅速な対応
児童自ら SOS を発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、児童にとって多大な勇気を要することであることを理解し、相談に対して迅速に対応することを徹底する。
- (5) 保護者との信頼関係の構築
保護者が教職員に相談しやすい環境づくりに配慮し、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。

5 いじめに対する措置

いじめの事実があると思われたときは、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、関係児童や教職員から事情を聞き取るなどして、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、各教職員は、その対応方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められた場合には、所轄の警察署と連携するなどして対応する。特に、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められたときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に対処する。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続（少なくとも3か月）していること」「②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要がある。また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察するよう努める。

7 教職員の資質能力の向上

いじめは教職員が気づきにくい形で行われることに留意し、児童のわずかな変化を敏感に察知できるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用するなど、いじめの防止等についての校内研修等を推進する。

8 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる等、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

9 学校評価における留意事項

学校評価を行うに際して、いじめ問題を取り扱う場合には、いじめの有無を評価するのではなく、積極的にいじめを認知することによる適切な対応を肯定的に評価するなど、いじめの防止等のための適切な取組について評価するよう留意する。

いじめの組織対応マニュアル

- 発見
- 情報収集
- 事実確認
- 方針決定
- 対応
- 経過観察

日常の観察 児童・保護者等からの訴え, 日記, 教育相談
 月1回のミニアンケート及び年2回(6月, 12月)のなかよしアンケート

